

一般社団法人日本トップリーグ連携機構    スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

★以下の※印については当機構の次のページにて公開している。<https://japantopleague.jp/>

| 項目<br>通し番号 | 原則                                    | 審査項目                                                                                                   | 自己説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1          | 〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである       | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること                                                                          | ●2022年―2026年の5か年計画を実施中。※5か年計画はホームページにて公開<br>●2024年度に「JTL将来構想委員会」を立ち上げ、組織としての目的の見直しを行い2025年3月理事会に提言。2025年度第1回理事会および定時社員総会において、定款の一部改正を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2          | 〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである       | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること                                                               | ◎人材採用、育成に関する計画は策定していない。<br>●各リーグから実務担当者1名以上選出、および学識経験者をアドバイザーとし構成された「事業推進委員会」において当機構の事業の具体的実施計画を行っているが、事業推進委員に対して会議の場等にて最新の情報・知識を習得する機会としている。また、各リーグの施策等情報を交換し合い参考になっている。<br>●各プロジェクトについては、当機構役員、各リーグから推薦された専門家等で構成している。<br>●事務局について、採用は、必要なセクション、欠員があれば実施している。事務局組織としては事務局長含めて8名（2025年8月現在）と少人数のため、採用は従来の方で良いと考えている。育成については、独自の研修会等は行わず、業務に必要なところで外部の研修会等を利用し適宜育成を行っている。人事評価については、評価制度を採用し、年1度各職員の目標設定、面接、評価を実施する。 |
| 3          | 〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである       | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること                                                                           | ◎財務の健全性確保に関する計画は策定していない。<br>●事務局と専務理事の関係を緊密に持ち、また月1回以上専務理事、事務局長と打ち合わせを行い情報を共有している。<br>●月1回の事業推進委員会において報告、相談し、また必要があれば常務理事会において報告、意見を頂戴している。<br>●外部監査は実施していないが、現在監事の1名に税理士が就任し定期的に帳簿確認をしている。<br>●事業内容についてはホームページに掲載しているが、収支予算・決算は掲載していない。                                                                                                                                                                            |
| 4          | 〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 役員構成の在り方については、数値目標を設定しない<br>●2025年度の改選により理事22名の内<br>リーグ（社員である）選出6名、リーグ以外16名、<br>内 代表理事4名<br>の構成となった。常勤は1名のみ。<br>●目標について<br>外部理事（社員であるリーグ選出以外および代表理事除く）12名で54％<br>女性理事9名（内副会長1名）40％<br>※役員一覧はホームページに公開している。<br>◎役員構成の在り方については、女性理事の数値目標を設定しないが、当機構として女性の割合を増やすことを目的とし、2024年度「JTL将来構想委員会」からの提言を参考とし、また本年度2025年度の改選時「役員候補者選考委員会」の答申により、上記の通り各目標割合を達成している。今後も必要があれば継続的に検討していく。                                          |
| 5          | 〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>②評議員会を置く団体においては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること   | 当機構には評議委員会はなく、この項目は該当しない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 6          | 〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること                      | JTLではアスリートの登録をしていないため、この項は該当しない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |



| 項目<br>通し番号 | 原則                                    | 審査項目                                                                  | 自己説明                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7          | 〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること                                           | ●理事は22名（2025年6月23日現在）<br>本年度の改選時より、社員である加盟リーグの半数の社員より1名ずつ計6名を選出し、加盟リーグの意思も反映している<br>社外役員として事業に関わる助言等頂ける学識経験者等に就任頂いている。<br>●理事会は年2回の開催（6月と3月、臨時はのぞく）。そのため、開催以外の期間において監督するため、常務理事を選任し、常務理事会を年4回開催し報告また討議している。<br>◎役員構成の在り方については、必要があれば今後も検討していく。<br>※役員一覧はホームページに公開している。 |
| 8          | 〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること<br>①理事の就任時の年齢に制限を設けること                       | ●現在理事の就任時の年齢の制限は設けていない。<br>◎就任時の年齢制限については、2024年度「JTL将来構想委員会」からの提言を参考とし、また本年度2025年度の改選時「役員候補者選考委員会」の答申を受けて、次期改選時（2027年度）に向けて今後慎重に審議する。<br>※役員一覧はホームページに公開している。                                                                                                          |
| 9          | 〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること<br>②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること | ●現状、役員の10年超に関する再任を制限するルール、規則、規程はない。また、現状で10年の在任期間を超える役員が就任している。<br>◎再任制限については、2024年度「JTL将来構想委員会」からの提言を参考とし、また本年度2025年度の改選時「役員候補者選考委員会」の答申を受けて、次期改選時（2027年度）に向けて今後慎重に審議する。<br>※役員一覧はホームページに公開している。                                                                      |
| 10         | 〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること                         | ●諮問委員会の設置については規定していない。理事については、社員である加盟リーグから6名選出し、これ以外の理事および監事は「役員選考委員会」からの推薦により理事会、社員総会に諮り決定している。<br>●「役員候補者の選考に関する規程」に従い役員候補者選考委員会の設置を規定している。<br>役員候補者の選考に関する規程                                                                                                        |
| 11         | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。           | (1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること                     | ●役員について、規程はない。<br>●職員について就業規則に記載あり、順守義務があり、懲戒等も記載がある。公表はしていない。<br>◎必要があれば規程の整備等を行う。                                                                                                                                                                                    |
| 12         | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。           | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか             | ●以下の規程がある。公開はしていない。<br>定款<br>社員入会規程、常務理事会規程、経理規程、謝金規程、旅費規程、慶弔見舞金規程、交際費等規程、表彰規程、役員候補者の選考に関する規程<br>事務局関係<br>就業規則、給与規程、退職金規定、育児介護規程、在宅勤務規程<br><br>◎定款および社員入会規程については、必要があれば規程の整備等を行う。                                                                                      |
| 13         | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。           | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>②法人の業務に関する規程を整備しているか                      | ●現在は特に規程はない。<br>◎上記 1 2 同様                                                                                                                                                                                                                                             |



| 項目<br>通し番号 | 原則                              | 審査項目                                                           | 自己説明                                                                                                            |
|------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14         | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか          | ●現在、役員報酬規程はない、職員は給与規程がある。公表していない。<br>◎役員に報酬を支給する場合は理事会および社員総会を経て実施している。新規の規程等を作成する予定はないが、今後の審議の中で必要性があれば検討していく。 |
| 15         | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>④法人の財産に関する規程を整備しているか               | ●定款第8章、経理規程に規定しているのみ。<br>◎新規の規程等を作成する予定はないが、今後の審議の中で必要性があれば検討していく。                                              |
| 16         | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか            | ●表彰規定はあるが、その他の規程はない。<br>◎新規の規程等を作成する予定はないが、今後の審議の中で必要性があれば検討していく。                                               |
| 17         | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程<br>その他選手の権利保護に関する規程を整備すること           | JTLでは代表選手の選考を行っていないため、この項目は該当しない。                                                                               |
| 18         | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること                                | JTLでは審判員の登録をしていないため、この項目は該当しない。                                                                                 |
| 19         | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること | ●理事および監事に弁護士が就任。問題事案があれば都度確認している。<br>◎弁護士との顧問契約はしていないが、現在検討している。                                                |
| 20         | 〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。     | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること                                      | ●現在設置していない。<br>◎加盟リーグは各N Fの管轄となっており、機構としては設置は必要がないと考えている。今後の審議の中で必要性があれば検討していく。                                 |
| 21         | 〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。     | (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること                | 同上<br>◎理事および監事に弁護士が1名ずつ就任、助言を頂いている。                                                                             |
| 22         | 〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること                                    | ●研修会等は主催はしていない。<br>●JSPOや他団体での研修会の情報を入手し、積極的に役員（専務理事等）、事務局員が参加している。                                             |
| 23         | 〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること                                | ●加盟リーグ、チーム・クラブをサポートするため、「研修講師派遣事業」を実施し、SNS対策とインテグリティ等の講師を派遣している。<br>（競技強化支援助成）<br>※ホームページにて派遣事業の状況を報告。          |
| 24         | 〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること                                    | JTLでは審判員の登録をしていないため、この項目は該当しない。                                                                                 |
| 25         | 〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである        | (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること                  | ●弁護士との顧問契約はしていないが、現在検討している。<br>●税理士事務所と顧問契約を結んでおり、定期的な帳簿の確認、また必要があれば適宜相談し日常的にサポート頂ける体制ができている。                   |



| 項目<br>通し番号 | 原則                       | 審査項目                                                          | 自己説明                                                                                                                   |
|------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 26         | 〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること                             | ●税理士事務所と顧問契約を結んでおり、定期的な帳簿の確認、また必要があれば適宜相談し日常的にサポート頂ける体制ができている。                                                         |
| 27         | 〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること              | ●経理規程がある。<br>●税理士法人と顧問契約を結び定期的に帳簿確認等実施している。<br>●内部監査（監事が実施）はしているが、外部監査（監査法人との契約）はしていない。<br>監事に税理士1名が就任。                |
| 28         | 〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。   | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと                                   | ●公開はしていない（ホームページ等での掲出について）。求めがあれば閲覧を可能としている。<br>◎今後の審議の中で必要性があれば検討していく。                                                |
| 29         | 〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。   | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること  | JTLは代表選手を選考することがないので、該当しない。                                                                                            |
| 30         | 〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。   | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | ●2024年度については2024年10月にホームページに公表。<br>◎2025年度については10月に公表。                                                                 |
| 31         | 〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである   | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者と団体との間に生じ得る利益相反を適切に管理すること                | ●現在はない。<br>◎新規の規程等を作成する予定はないが、現状通り事業に関わるところでは関係する団体の規約に準じ、今後の審議の中で必要性があれば検討していく。                                       |
| 32         | 〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである   | (2)利益相反ポリシーを作成すること                                            | ●現在はない。<br>◎新規の規程等を作成する予定はないが、今後の審議の中で必要性があれば検討していく。                                                                   |
| 33         | 〔原則9〕 通報制度を構築すべきである      | (1) 通報制度を設けること                                                | ●現在はない。<br>◎新規の規程等を作成する予定はないが、今後の審議の中で必要性があれば検討していく。                                                                   |
| 34         | 〔原則9〕 通報制度を構築すべきである      | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること                 | ●現在はない。<br>◎新規の規程等を作成する予定はないが、今後の審議の中で必要性があれば検討していく。                                                                   |
| 35         | 〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである     | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること           | ●現在該当する規程はなく、理事会での決議に基づいて処分を行う。<br>◎新規の規程等を作成する予定はないが、今後の審議の中で必要性があれば検討していく。                                           |
| 36         | 〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである     | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること                                  | ●現状は、理事会での決議に基づいて処分を行う。中立性、専門性にも配意し、処分の審査、及び、処分案については、弁護士の見解を確認することとしている。<br>◎新規の規程等を作成する予定はないが、今後の審議の中で必要性があれば検討していく。 |



| 項目<br>通し番号 | 原則                                                         | 審査項目                                                                                                                                     | 自己説明                                                                                                       |
|------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 37         | 〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。                  | (1) 団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること                                                                        | JTLでは選手登録をしていないため該当しない。                                                                                    |
| 38         | 〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。                  | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること                                                                                                       | JTLでは選手登録をしていないため該当しない。                                                                                    |
| 39         | 〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。                             | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること                                                                                                 | ●危機管理マニュアルとして取り纏め、策定することは行っていない。<br>◎新規の規程等を作成する予定はないが、今後の審議の中で必要性があれば検討していく。                              |
| 40         | 〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。                             | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること<br>※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施                               | ※過去4年不祥事は発生していないため該当しない。                                                                                   |
| 41         | 〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。                             | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会<br>は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること<br>※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | ※過去4年不祥事は発生していないため該当しない。                                                                                   |
| 42         | 〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと                                                             | ●地方組織はなく、該当しない。<br>●加盟リーグに対しては加盟中央競技団体においておこなわれている。JTLとしては、必要な情報、助言を要請に応じておこなっている。                         |
| 43         | 〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと                                                                                                  | ●地方組織はなく、該当しない。<br>●加盟リーグに対しては、研修講師派遣事業で同項目の専門家を講師として派遣事業を行っている。情報提供についても、JTLが入手できたものについては情報共有や冊子等の配布している。 |